性的マイノリティ (LGBTQ) の ための パートナーシップ制度ができました。

ばっとなった。 でありている または 両方が 性的マイノリティである 二人 が、手続きを すると、国分寺市から パートナーシップ宣誓書 受領証 と カード がもらえます。

thrできまいのりてい エルジービーティーキュー 性的マイノリティ (LGBTQ) とは:

L:レズビアン (女性を 好きなる 女性)

G:ゲイ (男性を 好きになる 男性)

B:バイセクシャル (男性も 女性も 好きになる 人)

 $T: \stackrel{\ \ \, }{\ \ \, }$ $\stackrel{\ \ \ }{\ \ \, }$ $\stackrel{\ \ \, }{\ \ }$ $\stackrel{\ \ \, }{\ \ \, }$ $\stackrel{\ \ }{\ \ }$ $\stackrel{\ \ }{\ \ \, }$ $\stackrel{\ \ }{\ \ }$ $\stackrel{\ \ }{\ \ \, }$ $\stackrel{\ \ }{\ \ }$ $\stackrel{\ \ }{\ \ }$ $\stackrel{\ \ }{\ \ \, }$ $\stackrel{\ \ }{\ \ }$ $\stackrel{\ \ }{\ \$

Q:クエスチョニング(体の 性や 好きになる 人の 性が 決まっていない 人) \times L G B T Q に あてはまらない 人も います。

ボートナーシップ宣誓書受領証:二人がパートナーであることを 誓う 書類を 市が 受け取ったという 証明書です。

この手続きが できる 人は、下の すべてに あてはまる 人 です。

- ・手続きを するときに 20歳以上 である
- ・ 二人とも 国分寺市に住んでいる、または、ひとりが 国分寺市に 住んでいて、 もうひとりが 3カ月以内に 国分寺市に 引っ越す 予定 である
- ・夫ゃ 妻が いない
- ・ほかの 人と パートナーシップの 関係が ない
- ※ 二人の関係が、兄弟姉妹などで 法律で 結婚できないと 決まっている ときは、手続きできません。

手続きしたい 人は、 問い合わせ先に 電話 または メール してください。

http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011887/1011901/1010392/1024634.html